

松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画(案)のパブリックコメント (意見募集)の実施結果について

本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組みを推進するため、「松戸市男女共同参画プラン第6次実施計画(案)」に関する意見を募集したところ、市民の皆様等からご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と、そのご意見に対する本市の考え方について、次のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

1 意見募集期間

令和5年1月4日(水)から2月3日(金)まで

2 意見提出者数

11名

3 意見総数

78件

4 意見の提出方法

持参・電子メール(市ホームページ専用フォームを含む)・FAX

5 資料の閲覧方法

松戸市ホームページへの掲載、各支所(8ヶ所)、図書館(本館・地域館・分館)、行政資料センター、まつど市民活動サポートセンター、男女共同参画センターへの設置

6 集計結果

(単位: 件)

内 容	意見数	修正有	修正無
計画のあり方、言葉の定義に関するもの	35	14	21
事業等の提案・要望に関するもの	33	4	29
語句や表記の訂正に関するもの	10	10	0
合 計	78	28	50

提出者の内訳

【受付方法別】

持参	電子メール	FAX
0	10	1

【市内・市外の別】

市内	市外
10	1

【個人・団体の別】

個人	団体
9	2

7 意見の内容と市の考え方

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
1	1	<p>8行目 意見:「男性中心型労働慣行」という文言は削除すべき。どうしても「男性中心型労働慣行」という文言を残すのであれば、「女性中心型家事育児」を併記した上で、「依然として残っている性別による格差や不平等」の事例であることが明示的に理解できる形で掲載すべきである。 理由:男女共同参画社会基本法第2条(定義)では、1号において「男女共同参画社会」は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されている。 また同条2号において「積極的改善措置」は「前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と、限定的・例外的な措置として定義されている。 さらに法第4条(社会における制度又は慣行についての配慮)では、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」とされている。 「男性中心型労働慣行」という文言は、法の趣旨を考えれば「積極的改善措置」の対象となる限定的な事例に該当するものであり、計画策定の趣旨に含める文言としてはふさわしくない。 はっきり言って、フェミニズム臭さを感じられる。法の趣旨はフェミニズムを実現することではない。</p>	<p>国の第5次男女共同参画基本計画にも、「『男性中心型労働慣行』からの脱却」と明記されています。現状の課題の一例として、この問題が残っていることを記載したものであるため、ご理解いただきたく存じます。</p>	無	
2	1	<p>8行目 「男性中心型労働慣行」について この文言の主旨について 「男性中心型労働慣行(高度成長期以降、男性が主な働き手として長時間労働や転勤などを受け入れ、女性は補助的な働き方に留まる)」などと明示した方が良いと思います。 当たり前のように考えていた働き方は「男性中心型労働慣行」でしかなかったのか、という気づきのためにも、この文言の説明は必要だと思います。</p>	<p>「男性中心型労働慣行」については、ご意見のとおり重要なキーワードであるため、巻末の用語解説に説明を加えます。</p>	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
3	1-8	<p>5 松戸市の取組と現状について 2 国際的な動きでは 「政治」の順位は139位で国際的に後れをとっています。 3 国の取組では (3)政治分野における男女共同参画の推進とあるのに、 4 千葉県の取組と5 松戸市の取組と現状では、政治分野への言及がなくなっています。 千葉県はともかくとして、松戸市として政治分野での男女共同参画についてどう考えているのでしょうか。 松戸市議会の男女格差を挙げてみて、国の取組を松戸市に生かすにはどうしたら良いのか考える材料にしてほしいです。 松戸市議会の現在の男女比は議員全体では32:12。立候補者全体の男女比は48:16で、いずれも男性が女性の3倍以上。当選率も男66.6%に対し女75%なので「女性は落選しやすいので女性当選者が少ない」ではありません。 市議会議員選挙の投票率は男33.80%に対し女35.82%で女性の方が高いので、「女性の方が市政への関心が低い」とも言えません。 「女性の立候補が男性ほどにはできない環境がある」とは言えるでしょう。 また松戸市議会の正副議長と正副委員長の男女比は14:2。男性議員なら半分くらいは役職につけるのに、女性議員は6人に1人しか役職につけません。 議員の男女比は投票の結果なので、この男性に偏った議会は市民の選択です。でもその市民の選択は男女共同参画の観点から見て変革すべきであるのなら、市民は立候補者選定の段階からその選択を変えなければならないでしょう。 そして正副議長と正副委員長の男女格差は、議員の選択によるものです。市民の代表である議員の選択が男女共同参画の観点から見て変革をすべきであるのなら、市民に模範を示すべき議員は選択を変えなければなりません。それらの気づきを与え働きかけをするのは松戸市の役割だと思います。特に女性に市議会議員選挙への立候補を促す取組は積極的に行ってほしいと思います。市議会を知ってもらうための議会報告会や、市政への関心を高めるイベント、女性議員に議員になって良かったことを話してもらう機会などがあると良いのかと思います。 また同時に、何故女性議員が少ないのかを男性に考えてもらうことも合わせて男性の投票率を上げる取組も必要だと思います。</p>	<p>政治については、課題1の「政策・方針決定過程」に含め、女性と男性がともに参画することが必要であることを記載しています。 「これら政策・方針決定過程への女性の参画促進を妨げている要因」として、「固定的性別役割分担意識等による仕事・活動等と家庭生活の両立の困難」「職場等での慣例」「女性を起用しにくいしくみ」が挙げられており、それらを変えていくための啓発を進め、女性が政治活動を行う壁を低くしていくことが必要であると考えます。 そのために、有権者全体の投票率向上に向けた取り組みを調査研究し、粘り強く選挙啓発を実施するなど、いただいたご意見を参考に選挙や市議会に興味を持ってもらうための取組を研究してまいります。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
4	2	2 国際的な動き 日本のジェンダーギャップ指数が先進国の中で最低レベルであること、特に経済・政治・教育・健康の項目の中で政治が最低スコアであることの要因についての分析がありません。こうした分析は不名誉な成績を克服する上で重要であるので、行ってください。	「特に、政治分野においては、国会議員や閣僚に女性が少ないことによります。経済分野においては、企業等の女性管理職の割合が低いこと、賃金格差が大きいことなどにより低い順位となっています。」と追加します。	有	
5	10・11	前回の数値より下がったことの分析はしたのでしょうか 10ページ 審議会等委員の女性の割合／11ページ市役所職員の男女共同参画への関心度	様々な理由が考えられるため、今後とも調査研究を進め、具体的な取組につなげてまいります。	無	
6	14	3(2) 意見:「ジェンダー平等」を「ジェンダーフリー」と改めるべき。 理由:ジェンダーフリーとは、「従来の固定的な性別における役割分担にとらわれず、1人ひとりが自由かつ平等に行動、選択をできるようにしよう」という考えである。性別を男女に限定する男女二元論を助長し、LGBTなどの性的マイノリティの存在も見えなくしてしまうという問題もあることから、松戸市がこういった状況に対して、「誰もが性にとらわれず、自らが望む選択をできるようにしよう」という考えを持ってこそ、本来の「あらゆる分野における男女共同参画の推進」(基本目標Ⅰ)であり、「すべての人が尊厳を持って生きることができる社会の構築」(基本目標Ⅱ)と合致する。さらには「教育等を通じた意識改革、理解の促進」(基本目標Ⅲ)こそが、ジェンダーレス制服の導入に繋がっていくことになる。	今回、「男女平等」という表現から、「ジェンダー平等」という表現に変えたのは、社会的な役割としての性別を起因とする差別・偏見・格差が未だに残っている現状を変えていく必要があると考えているためです。すべての性のあり方が等しく尊重されるべきと考えており、さらには、ご意見のとおり「誰もが性にとらわれず、自らが望む選択をできるようにしよう」という考えと同時に進めていかなければならないものと考えております。	無	
7	17・23	英語表記に説明を付けてください 例:ダイバーシティ、イノベーション 市の文書なので誰にとっても理解できるようにしておくべきだと思います(目次に資料編、とあるのですが、+用語の解説、も加えてはいかがでしょうか。イノベーションは浸透していると判断しているのか、資料編にはありませんでした)	目次に用語解説を特だしするとともに、資料の中に関係法令等の説明をつける予定です。 イノベーションについては、用語解説に追加します。	有	
8	17-67	課題1～課題12【現状と課題】 意見:「現状」が多く「課題」がほとんどない。 理由:「現状」とするか、「課題」は下段にまとめたほうがわかりやすい。	現状と課題はセットとなっている場合が多く、そこを分けるとわかりにくくなってしまうと考えたためです。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
9	17-67	課題1～課題12(全体) 意見:市民意識調査等のグラフが活かされていない。 理由:読み手の気持ちを考えていない。わかりにくい。 現状→グラフ、現状→グラフと、項目ごとにまとめたほうが見やすく、理解が進み、市民意識調査の結果が活かされると考える。	複数の現状とグラフが関係している場合もあり、またその逆もあるためこのようなかたちとなっています。 凡例の見にくさについては修正します。	有	
10	17-67	目標設定について 可能な目標ではなく、理想の目標にすべきではないでしょうか。	計画期間の5年間で達成可能な目標を設定し、一つひとつ確実に理想に近づいていくことを目指します。	無	
11	19	計画の策定ありがとうございます。様々な面から検討されていて素晴らしいと思いました。 先日、危機管理課の防災セミナーで配付された資料に、避難所での女性への配慮などが明記されていて、着実に進んでいるんだなと感じました。 さて、19ページに「ポジティブアクション」という言葉が出てきますが、具体的にどういうものか意味がわからないと読み進めにくいので、脚注みたいな形で説明を入れてはどうでしょうか。 巻末に用語の説明があるとはいえ、51ページの「LGBT」の説明のように、できればそのページでわかるといいなと思いました。 他の人はまた別な用語で引っかかるかもしれないので、部外の人に読んでもらって引っかかる箇所を指摘してもらおうと良いかと思います。	ご意見にある通り、一般に馴染みの少ない表現が出てきますが、その殆どを用語解説に記載しています。何度か出てくる単語であったり、読む人により感じ方が異なることなどから、巻末の用語解説にまとめましたのでご理解ください。	無	
12	20	下段グラフ 高校2年生へのアンケートについて 「議員や会社の役員などには女性と男性が同じくらいの方がいいという考えの人を増やす」という項目を設けられているのはとても良いと思いました。全年齢にもこの項目を挙げてアンケートをしてみたいです。こういうことを言われてはじめて、そういう考え方があることに気づくということはあると思います。	いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
13	23	下から6行目「不利益な」の「な」薄字になっているのでチェックをお願いします。	ご意見のとおり、修正します。	有	
14	23	就労することの意義が高まっています…意義だけなのか疑問を持ちます。その背景の分析が必要です。それによって就労支援や福祉的な支援を合わせるなど政策に活かせると思います	その背景は次の項目で「女性が社会参画に踏み切れない理由」として記載しており、これらの課題を解決するための施策を行っていきます。	無	
15	23	課題2 就労の場での男女共同参画の推進 について セクシャルハラスメント・マタニティハラスメントだけでなく、固定的性別役割分担意識や男性中心型労働慣行に基づくパワハラを含む差別的な扱いも就労の場に見られると思います。 「女は経理とお茶汲みだけやっていればいい」というような考え方を就労の場からなくしていくことも明言してほしいと思います。	ご意見を踏まえ、「性別を理由とする差別的取り扱いや」の後に「職場慣行、」を追加します	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
16	23-28	<p>今やジェンダー平等の波はすごい勢いで世界を席卷しております。100年ほど前の「女性にも参政権を！」の闘いから、今や政治の世界も経済の世界も女性は男性と同等の活躍が保証される社会になっています。しかし日本社会の実態は、家父長制、男女の性別役割分業の文化は旧態依然、それでも少しずつ進歩しているのでしょうか？</p> <p>松戸市も各グラフとその説明を見ていると全国的な傾向の平均に位置している。しかし、要望の基本は女性の給与水準の低さ改善です。経済的自立を促すなら、まず市職の女性たちを臨時から正規職員に登用する、特にケア労働の女性たちの給与を飛躍的に上げていただけないか、そんな提言ができませんか、ということです。</p> <p>育児、家事、介護を無償で女たちが担っていた時代と今は違います。社会の中にケアを集団で担う社会と、各家庭が孤立してピツパリ締め切った個々の部屋の中での家事、育児、介護、いくら電子機器がすすんでも、人間の命を24時間ケアする職業、また家庭における労働は、もっと評価されるべきです。</p> <p>P23の「仕事と家庭を両立するために必要な公的サービスの充実」はまさに行政に対する期待です。</p> <p>小規模保育で2,3年で切っけてしまい、次の保育所探しをしなければならない今の保育政策は時代に逆行しているのではないかと、0歳から入学までの子の専門家による手厚い保育こそ、仕事と家庭両立の基礎です。</p> <p>また結婚という生き方だけでなく、男女ともに多様な生き方を求める時代、女性の体の保護に留意しながら男女ともに力を出し合い社会を形成していかなくてはなりません。</p> <p>そこでこそ、パート、臨時社員でなく、社会的保障のある正規社員で働ける世のなかでなくてはなりません。</p> <p>まず、役所や公的機関がその受け皿になるべきです。</p> <p>P27の男女間の賃金格差の解消等、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保、という1行が頼りです。</p>	<p>ジェンダー平等を目指すためには、固定的性別役割分担の解消の啓発とともに、女性のエンパワーメントを進め、女性の経済的自立を目指すことが重要であると考えています。併せて、仕事と家庭の両立支援のための公的サービスの充実を図り、働きたいと思う人が希望する働き方で働くことができるよう取組を進めてまいります。</p> <p>本市では0～2歳は小規模保育施設、3～5歳は幼稚園や保育園を選択することができるといった多様な選択肢を設けており、小規模保育施設を卒園する際は保活を補完するための推薦制度を設けております。</p> <p>今後につきましても、女性、男性を問わず、働くことを望む方が、出産を機にキャリアを諦めることがないよう、政策を進めてまいります。</p> <p>なお、本市における正規職員の採用については、地方公務員法及び松戸市職員採用試験実施要領に基づき、競争試験によることと定めておりますので、ご理解いただきたく存じます。</p>	無	
17	27	<p>企業に対する「えるぼし・プラチナえるぼし」設定取得を推進します 読んだだけで市民は理解できますか？</p>	<p>「えるぼし認定」、「プラチナえるぼし認定」と正式名称に変更するとともに、用語解説に追加します。</p>	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
18	29	ワーク・ライフバランス ○3つ目 「市民意識調査から分かったこと」みたいな表記があった方が良いと思います。 「一日のうちで過ごす時間」という表現が私には理解しづらかったです。が、すでに市民意識調査にそのように表記しているので仕方ありませんが。	「市民意識調査では」を追記します。 また、「過ごす時間」を「費やす時間」に修正します。	有	
19	29	ワーク・ライフ・バランス について ・男女共同参画の推進は、(中略)男性の人生においても自由な選択を可能にします。 この文言がとても大事だと思います。 同じページ内にもある「男性中心型労働慣行」からの解放は、性別を問わず必要なことだと思います。 男女共同参画は女性解放であり男性差別だと誤解してしまう人もいます。シングルマザーへの支援はあってもシングルファーザーへの支援がないのならそれは男性差別でしょう。シングルマザーの方が男性と同席したくないだろう事情を鑑みてシングルマザーのみの企画をすること自体は支持しますが、シングルファーザー向けの企画も同時に案内する等の配慮はほしいと思います。 男女共同参画は性別を問わず皆が生き生きと暮らせる社会を目指すものだという啓発と取組とを心がけていただきたいと思います。	ご意見のとおり、男女共同参画の推進は、性別にかかわらず皆が生き生きと暮らせる社会を目指すものだとご理解いただくよう、取組を進めてまいります。 なお、例として挙げていただいた、ひとり親家庭への支援は、対象者を女性、男性と性別を限定することなく、ひとり親の方であればご相談いただけます。今回いただいたご意見等を参考に、今後も支援体制の充実を図ってまいります。	無	
20	30-32	グラフについて 29ページでは「子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて…」とあるのに、子育てしながら仕事をしている人に関するグラフはありますが、介護はどうして無いのでしょうか？	介護は、介護をしなければならない状況にあるか、その要介護状態の人の年齢や関係、状況、介護する人の状況等も様々であるため、今回はここでは記載していません。また、介護離職の防止については課題2に載せています。	無	
21	34	○3つ目 社会活動をしたいというニーズはあることが窺えます→うかがえます(ひらがなに)	ひらがなに修正します。	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
22	34	地域における男女共同参画の推進 について ここでの地域活動に、PTAは含まれていないように思います。地域の学校のPTAで女性が多く活動することで、地域活動に女性が少なくなっているのではないのでしょうか。 地域活動が平日の夜など「家事を担う女性が参加しにくい時間」に設定されるため、女性が地域活動に参加しにくいという話もあるようです。松戸市ではそうした観点での調査は行われているのでしょうか。 そもそも家事を担うのが女性と考えられてしまうこと自体を課題と見るべきではあるのか、その点を踏まえた調査になると良いのかとも思います。	市民意識調査では、地域活動を自治会や町会、PTA活動、子ども会、ボランティア活動などと説明していただきましたので、本文の「地域活動」にカッコ書きでこの説明を追加します。 地域活動については、今後、男女共同参画の視点を持って調査研究してまいります。	有	
23	34	課題 4 地域における男女共同参画の推進について 地域活動における団体の長の男女比をみると、代表が女性となっている団体は全体の 3 割にも満たない状況です。また、町会・自治会長における女性の割合をみると、6.3%であり、地域活動での方針等決定過程への女性の参画を促進する必要があります。 とのことですが、団体の長は男性で実際の細かな活動は裏で奥さんがやっていることも多く見受けられます。 そのような、数字にならない女性の労働も多いと思うのでそこらへんもぜひ調べてほしいです。	ご意見のとおり、女性も地域活動の多くを担っていますが、団体の長は男性が多いというのが実態です。これからは、団体の長や役員に女性も参画し、地域活動へ様々な立場の視点・意見を取り入れていくことが、様々な方たちが住みよいまちにしていくために重要となってきます。 また補助的な業務を含め、様々な役割分担を性別等で固定することなく活動していくことは、魅力的な地域活動につながります。 今後とも地域における男女共同参画の必要性の啓発を進めるとともに、地域活動での役割分担等については調査研究してまいります。	無	
24	37	下から5行目 「性的マイノリティ(P37参照)への配慮」→P37には見当たらない	「51頁」に修正します。	有	
25	37	最後の行 意見:「女性の視点を生かした」→「活かした」に修正してはどうか。 理由:「生かす」は、死にかけたものを生き返らせるなど「生命」に関することの表現に用いる。一方で「活かす」は、能力や特性に関すること、経験を活かす、活躍させる等に用いるため。	ご意見のとおり、「活かした」に修正します。	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
26	37-40	<p>①あらゆる分野における男女共同参画の推進 課題5 防災における男女共同参画の推進 (1)防災対策への男女共同参画について (2)災害時や非常時における性別や様々な状況に配慮した対応。</p> <p>・各地域の避難所マニュアルに男女共同の視点を入れるよう周知を図ります。</p> <p>【意見】 「松戸市地域防災計画」の改定に合わせて、当会からもパブコメに意見を送り、地域防災計画に男女共同参画を考慮するという方針が入ったことは評価できます。しかし、方針が入ってもそこで止まってしまい、「避難所運営マニュアル」がそのままです。今回の男女共同参画プランに、確実に書き込まないとマニュアルの改定まで進まないと思います。 →「地域防災計画に付随している「避難所運営マニュアル」を男女共同参画の視点で点検し、改定します。」というくらい、はっきりと書いていただきたいと思います。 災害は明日にでも来るかも分からないのですから、一刻も早く、マニュアル等を男女共同参画の視点に合わせたものに変えなくては、実際の災害緊急時には、男女共同参画の視点などは無視されるかもしれません。</p>	<p>避難所運営委員会が作成するマニュアルの参考になるよう、本市が作成した「避難所運営マニュアル」においては、男女共同参画の視点を取り入れております。 しかしながら、地域の避難所運営委員会等、個別に作成しているマニュアル等の場合は、改訂されていない場合もあり、地域に男女共同参画の視点が必要であるという啓発を進めるとともに、地域の個別のマニュアルについて見直しを進めるよう周知を図ってまいります。</p>	無	
27	38	<p>災害時の避難所等で配慮が必要だと思うことについて 避難所運営に女性が関わることはとても大事なことだと思います。 特に「犯罪等に巻き込まれないような配慮」が絶対に必要です。 そしてその意識を性別を問わず持つことが求められるのだらうと思います。 書かれている内容には頷けます。訓練を通じて周知と啓発が図られることを期待します。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。</p>	無	
28	39	<p>(1)◆4つ目 女性防災リーダーの目標値もあると良い。</p>	<p>女性の防災への参画については、まずは興味を持っていただくことが重要だと認識しておりますので、啓発活動等を通じて声掛けをしていきたいと思っております。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
29	39	(2)災害時や非常時における性別や「様々な状況に」配慮した対応→「多様な状況」にしてみてもどうか。	ご意見のとおり、「多様な状況」と修正します。	有	
30	39	(2)◆5つ目 「検討」ではいけないと思う。地域住民と協力をしてぜひ実践を。 (原案) 避難所等に女性相談窓口、女性職員を配備するよう検討します	地域防災計画に則り、「避難所等への女性相談窓口、女性職員の配備を推進します。」に修正します。	有	
31	39	【施策の方向性】 (1) 防災分野や災害現場での役員等への女性参画促進 意見:◆2つ目だけ「検討します」に疑問が生じる。	「女性の意見を聴くために、自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保するように周知を図ります。」に変更します。	有	
32	40	9～10行目 ・自主防災組織、避難所運営委員会等での女性役員や女性部会の検討 【意見】 「検討する」では、遅すぎると思います。「設置する」としてください。 →【自主防災組織や避難所運営委員会等に女性役員を増やし女性部会を設置し、男女共同参画の視点での避難所運営マニュアルの点検と整備を行う。】	「女性の意見を聴くために、自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保するように周知を図る」に変更します。	有	
33	40	【施策に沿った事業展開】15～16行目 様々な状況の方が使えるトイレを設置できるよう備蓄？→わかりにくいのでは。	「様々な状況の方が使えるトイレの備蓄を進める」と修正します。	有	
34	40	【指標】 男女別トイレの備蓄率？→わかりにくいのでは。※目標値が低いのでは。	全避難所施設のうち、市内小中学校の防災倉庫に男女別トイレの備蓄を目標としているため、記載の目標値となります。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
35	40	<p>・防災会議の女性委員の割合 令和3年20.9%→ 令和9年30.0%</p> <p>【意見】 『防災会議設置条例』には、委員の多くは、「市長が任命する」とある通り、市長の決断で女性の割合を増やすことができるにも関わらず「松戸市防災会議」への女性委員の割合が増えていないのは問題です。市の判断で増やせるのですから、5年後に30%をめざすのではなく、早期に30%にして、令和9年の女性委員の割合は40%(目指すは50%)を目標とすべきです。 また、女性委員による「女性部会」を設置し、その役割と仕事を明らかにしてください。女性部会において、地域防災計画や避難所マニュアルを全て調査し、男女共同参画の視点を入れるように提言し、それが実現しているか、避難訓練に生かされているか等を、点検する役割も必要です。 単に目標として掲げるだけでは、男女共同参画の視点が伝わらないので、これまで通りの地域防災計画なのだと感じます。繰り返しになりますが、「防災計画」を作る段階から男女共同参画の視点でつくるには、防災会議に女性の委員を増やすことと共に、男女共同参画課や男女共同参画推進団体からの委員を出していく必要があります。 また、避難所マニュアルには、避難所運営委員会の女性委員の割合は最低30%とすると義務づけて、将来の目標値は40%以上(目指すは50%)と明記してください。</p>	<p>女性委員の割合については、現状と内閣府男女共同参画局の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を参考に目標値を設定しています。また、防災会議の委員には、男女共同参画課長も参加しております。 避難所運営委員会については、市民の有志により運営されておりますが、女性の意見を聴くために、自主防災組織、避難所運営委員会等に女性役員や女性部会を確保するよう周知を図ってまいります。</p>	無	
36	41	<p>グラフ2つめと3つめ「女性に対する人権侵害について(H30 人権に関する調査)」 意見:直近の調査はないのか。 理由: 市民意識調査(R3)と比較をして情報が古いため。市民の意識や社会情勢の変化もあり、的確な情報とは言えないと思う。5年計画なため、5年後を見据えた情報にするべし。</p>	<p>人権に関する市民意識調査は5年に1回行われているため、現時点ではH30年が最新のものです。</p>	無	
37	42	<p>意見:課題6「配偶者等からの暴力の根絶」は「あらゆる暴力からの根絶」としたほうが良い。 理由:第5次は「あらゆる暴力の根絶」としていたものを、今回の提案は「配偶者等からの暴力の根絶」となっていて、なぜ範囲狭める必要があるのか。家庭内暴力だけに限定している表現であると誤解が生じるのではないか。42ページについては、全体的に表現を改めるべきであると考えている。</p>	<p>国の計画では、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」となっていますが、男性に対する暴力もあるためこの表現としました。また、「あらゆる暴力」とすると、性別・ジェンダーに起因するものだけでなく、様々な理由によるかなり広い暴力となり、この計画の範疇を超えてしまうため、このような表現としたものです。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
38	42	O3つ目(P12「市で行うべき施策」参照)→見当たらない。	「26頁」に訂正します。	有	
39	42	課題6 配偶者等からの暴力の根絶 について ・市民意識調査によると(中略)被害を受けるのは男性よりも女性が多いのが現状です。 男性も数は少ないとはいえ被害を受けているのですから、 ・女性では として女性の数字だけを挙げるのではなく、 「言葉による侮辱(後略)」は男性では8.2%に対し女性は14.0% などと併記した方が良いと思います。 DVの被害を受ける男性は、男性だからこそ余計に相談しにくい立場にあるのではないかと危惧します。男性への配慮も含めたプランになることを望みます。	ご意見のとおり、「男性では8.2%に対し女性では」及び「『命の危険を感じるような暴力が…あった』が」の後に「男性では1.0%に対し女性では」を追加します。 いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。	有	
40	45	下から8行目 独居女性高齢者の貧困にも触れるべきではないでしょうか	「独居女性高齢者」の課題は「高齢単身女性の貧困」に含まれています。	無	
41	45	課題 7 貧困等生活上の困難に対する支援 O2つ目 「男性に比べ女性の方が雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高いことが、女性が貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。」とありますが、非正規雇用労働者の割合を低減させるとの施策がないので、盛り込んでください。貧困等生活上の困難に対する支援を行うだけでなく、貧困の原因を取り除いてください。	女性の経済的自立のための就業支援が重要であると考えており、【施策の方向性】(2)において記載しています。	無	
42	46	現在の暮らしの状況について 国の調査なので仕方ないのですが、ひとり親世帯のうち母子家庭のみの数字はあって、父子家庭の数字がないのが気になりました。 父子家庭は母子家庭の1/10程度の数だからこそ困ったことがあっても相談しにくい、同じ父子家庭との交流を持ってないでいたりしないでしょうか。経済的には母子家庭よりは恵まれているのかもしれませんが、父子家庭への支援もあってほしいと思いました。	ご意見のとおり、数としては父子家庭は少なく、また母子家庭の困難と父子家庭の困難はそれぞれ課題が異なる部分もごございます。しかし固定的性別役割分担意識やジェンダーによる生きづらさは共通するものと認識しております。 ひとり親家庭への支援は、対象者を女性、男性と性別を限定することなく、ひとり親の方であればご相談いただけます。 今回いただいたご意見等を参考に、今後も支援体制の充実を図って参ります。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
43	49	下から5行目 生涯を通じた健康支援 について 女性特別外来の実施はとてありがたいのですが、女性心療内科もあってほしいと思います。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。	無	
44	51	○5つ目 意見：パートナーシップ宣誓制度について「事実婚を含む」の文言を追加する。 理由：同性カップルの他に、異性同士の事実婚も含まれているため。	この課題9では、「多様な性を尊重する」ための施策の一つとして「パートナーシップ宣誓制度」について記載しているため、「性的マイノリティの方々もパートナーとしての対外的な証明ができるようになっていきます。」としています。「パートナーシップ宣誓制度」の説明は、用語解説に追加し、事実婚についても記載します。	有	
45	51	下のグラフ、割合がおかしいです	修正します。	有	
46	51	課題9 多様な性を尊重する社会づくり について パートナーシップ宣誓制度はとても良いと思います。更に使いやすい制度になるよう期待します。 LGBTはLGBTQあるいはLGBT+として、LGBTに含まれない性的マイノリティの方も含められるようになるともっと良いかと思いました。 ・その他にも(中略)いない人など、性は多様であり の部分を、 「その他にも(中略)いない人などを含めてLGBTQまたはLGBT+と称することもあります。性は多様であり」としてはどうでしょうか。	説明欄7行目から、「その他にも、自認の性を決めない・決められない人、恋愛対象として好きになる人の性が決まっていない人などを含めてLGBTQなどと称することもあります。性は多様であり…」と修正します。	有	
47	52	下段「パートナーシップ宣誓制度の利用者数」 意見：組数の、カウントのしかたについては、事実婚、同性パートナーと分けているのか。 理由：多様な性のページなので、異性同士の事実婚を含む場合は、その旨を欄外に記載することが望ましいと考える。	戸籍上(体の性)は異性同士でも、気持ちのうえでは、同性同士であるため、法的な婚姻関係がしっかりこないという方もいらっしゃると思います。 多様な性のあり方を尊重するうえで、あえて事実婚かどうかを区別する必要はないと考えます。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
48	53	<p>4～5行目 多様な性についての理解促進 について ・「松戸市職員・教職員のための多様な性に関する対応ガイドライン～職員(教職員)が理解を深めるために～」の周知徹底はとても良いことだと思います。 市民の模範たるべき市議会議員にも周知されるともっと良いと思います。地方議会議員の時代錯誤な発言が良くない意味で注目されてしまうことが相次いでいるので、松戸市にそういう議員がいないことを望みたいのですが、議員の発言を見ていると危ういものを感じます。 松戸市議会では、こうした男女共同参画やハラスメントについての講習などは行われていないのでしょうか。 以前には松戸市議会内でのセクハラで敗訴となり、更には児童買春、児童ポルノに係る行為で書類送検までされた議員もいたくらいですが、今も議会内でのハラスメントがあるようです。松戸市の権限は松戸市議会には及ばないものと思うのですが、議会事務局を通じての働きかけは出来ないのでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。</p>	無	
49	54	<p>課題10 感染症の影響等、社会経済状況の変化による男女共同参画の課題の解決 について ・心や気分の変化や体の調子の変化について(中略)女性の方が多いという結果でした。 こうした記述を見ると、やはり女性心療内科の設置は必要と思います。その看板を掲げることで、女性ならではの体と心の変化に関する不安を診てもらえるのだという救いになると思います。女性医師の診察が受けられる心療内科に協力を仰ぎ、その案内から始めても良いのかと思います。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p>	無	
50	54	<p>下から8～6行目 男性の家事分担が増える方が女性も男性も生活満足度がやや上がる傾向が見られました。 このことは是非アピールしていただきたいものですし、推し進める施策があると良いと思います。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
51	55	下段グラフ (結婚している人(事実婚含む)のうち家庭による家事分担の変化(市民意識調査)) 意見:同性パートナーカップルへの配慮のない設問であると受け止めてしまうおそれがあると考えます。	市民意識調査では、同性パートナーの方たちを考慮し、(事実婚等含む)としていましたので、そのように修正します。	有	
52	57	下段空白の部分 意見:空白部分の有効活用として「コラム」等を掲載してみたいか。例えば、教育関連としてジェンダーレス制服、ジェンダーレス水着の事例など。	全体のバランスの中で難しいと考えます。	無	
53	57-67	「第3章 施策の展開」の「基本目標3 教育等を通じた意識改革、理解の促進」について。 各課題の「施策の方向性」を拝見すると、基本的には若年層への教育という点を中心に考えられているように思います。これは非常に大切なことではあると思うのですが、それと同時に、教育関係者以外の中高年層への啓発についても、もっと具体的に打ち出してもらいたければと思います。 いくら教育で若年層に対して啓発しても、一般社会でアンコンシャス・バイアスが色濃く残っている場合は、社会全体の意識改革にはなかなか難しいものになると思いますので。	それぞれの課題ごとに、啓発を実施していくことを記載しておりますが、教育の課題においても、62ページ【施策の方向性】(1)に「◆生涯学習として、ジェンダー平等に向けた学習機会の提供を行います。」を追加します。	有	
54	58	松戸市に教員として勤務しています。その立場から意見を言わせてください。 教育等を通じた意識改革、理解の促進について、研修等を通じて教員の意識を変えていくことには賛成です。一方で、松戸市は未だに男女別名簿で必ず男子から呼名されます。全国の9割が男女混合名簿にしている中で、未だに男女別名簿にしていることが残念です。そのため、児童生徒にLGBTの子がいたとしても、配慮しにくい事態が起きています。子どもの環境を整える中に、是非男女混合名簿にすることも入れてほしいと考えます。 子ども達になぜいつも男子が先なのかを聞かれても、答えることができませんでした。そのままでいく場合、正当な理由を知りたいです。	ご意見のとおり、ジェンダー平等意識を高めるためにも、また性的マイノリティの子どもへの配慮の必要からも、男女混合名簿は重要と考えます。松戸市では、令和5年度から市立中学校、令和6年度から市立小学校への男女混合名簿の導入を予定しています。	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
55	58	<p>課題 11 ジェンダー平等や人権尊重の教育の推進 海外ではデモの仕方、すなわち権力と対峙する方法まで学校で教えている国があります。人権を侵害する相手と対峙するのだとの確固とした社会的意思が存在しているからできることです。また海外の政治教育は、実際の政党が学校に出向いて、実際の政治的課題をテーマに議論するものとなっています。日本とは気合いが違います。これが日本のジェンダーギャップ指数の低さに表われているものと思います。</p> <p>非正規雇用の賃金格差など、人権侵害の多くは政治が規定しているものですから、人権教育はこうした海外の教育のあり方が本来の姿でしょう。人権を侵害する相手や政治的暴力と対峙する姿勢を持たない限り、ジェンダー差別や人権侵害はなくなりません。人権侵害の原因を個人の意識に還元するだけでは限界があります。</p> <p>以上の視点での教育を推進してください。</p>	<p>今後も学習指導要領に則り、「特別の教科 道徳」「社会科」「特別活動」を通して、「国民としての権利」や「異なる文化を尊重すること」、「公平・公正」「差別や偏見のない社会を実現すること」等について系統立った指導を続けてまいります。</p>	無	
56	58-63	<p>課題11 ジェンダー平等や人権尊重の教育の推進 施策の方向性 (1)ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実 事業展開について</p> <p>【意見】 男女共同参画課は、直接、ジェンダー平等や性教育などの各種の講座を実施するより、教育委員会の関係各課(学習指導課、学務課、社会教育課、児童生徒課)による、ジェンダー平等教育および性教育についての取り組みが、確実に実施されているか、適切な内容であるかを確認するという事業を行う必要があると思います。計画にはあっても、ほとんど実施されない場合もあるし、内容が男女共同参画の視点からみて、心ざわしくない場合もあると思います。教育委員会の各課から事業計画と事業報告の提出を受けて実施状況を確認することを、男女共同参画課の事業として1項目立ててください。</p>	<p>教育委員会においては、学校教育では学習指導要領に則り、各学年の発達段階に応じて授業を行っております。また、生涯学習としても、ジェンダー平等に向けた学習機会の提供を行っております。今後はより一層、教育委員会関係各課と男女共同参画課の連携を密にし、取組を進めてまいります。</p>	無	
57	62	<p>(1) ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実 について ・保護者向けの啓発を実施します。 ・ユース世代(大学生から若年者)向けの啓発を実施します。 これはとても大事だと思います。良い内容の啓発になることを期待します。</p>	<p>いただいたご意見を参考に、取組を進めてまいります。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
58	62	<p>(3) 性教育の充実</p> <p>具体的に避妊を教えてください。</p> <p>「生命の尊さを学び生命を大切にすること」は勿論大切ですが、その言葉だけでは性感染症や望まない妊娠を防ぐことはできません。</p>	<p>今後も学習指導要領に則り、各学年の発達段階に応じて授業を行ってまいります。</p>	無	
59	66・67	<p>【その他の意見】</p> <p>全体に目標とする数値が低すぎると思います。おそらく、理想の数値を掲げても実行性がない場合は意味がない、達成不可能で虚しいだけだという考え方で、達成できそうな現実的な数値を出しているのだと思います。しかし、目標の数値があまりに低くはやる気がない計画だと思われてしまいます。まず、将来の達成目標とする数値を示して、そこへの過程として今回の第6次プランではこの数値、第7次プラン(または第8次プラン)で目標達成というような形で示すことができればより良いと思います。</p> <p>【例】として (下段のグラフ) 市立学校における女性管理職の割合です。 令和3年、22.8%→令和9年、25%</p> <p>令和3年における、女性教員の割合は、小学校で69%、中学校49.8%、高校で42.7%です。この割合からすれば、女性管理職は少なくとも30%、将来目標としては40%(目指すは50%)は必要です。</p>	<p>松戸市教育委員会では、教育分野における女性管理職の登用について、文部科学省が示す成果目標を指標として、校長等の女性管理職登用を加速しているところです。</p> <p>管理職の登用を推進するために、課題の把握や登用方策について検討してまいります。</p>	無	
60	67	<p>(2) 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大について</p> <p>・教員の仕事と家庭の両立支援を推進します。</p> <p>ただでさえ過酷な教育の現場、是非人を増やしてください。</p>	<p>初等中等教育分野における女性教員の現状・課題の分析を行うとともに、他の自治体の好事例等の把握に努めてまいります。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
61	68・69	<p>方策1 推進体制の整備・強化</p> <p>方向性 (2)各事業を男女共同参画の視点を持って実施 ・各部署における計画の策定、政策の企画・立案、事業実施の際には、男女共同参画の視点を持って進めます。</p> <p>【意見】 「男女共同参画の視点」が確定していないと、あいまいになります。 →「男女共同参画の視点」を明確にしたチェックリストを作り、各事業を点検し、男女共同参画の視点がない場合は修正します。}というくらい厳しく決めてほしいと思います。</p>	<p>男女共同参画プランに記載の目標等に関しては、年度ごとに達成状況を確認し、評価するとともに、未達成の事業についてはその原因や今後の取組を確認しています。 それ以外の分野においても、男女共同参画はすべての分野に関わる事であるという認識を持つよう庁内の啓発を進めます。</p>	無	
62	68-69	<p>方策1 推進体制の整備・強化</p> <p>方向性 (2)各事業を男女共同参画の視点を持って実施 ・各部署における計画の策定、政策の企画・立案、事業実施の際には、男女共同参画の視点を持って進めます。</p> <p>【意見】 松戸市には、行政職員による「男女共同参画推進会議」がありますが、その会議については市民に公開されていませんし、市民が参加している「松戸市男女共同参画推進協議会」にも、その会議の報告はないようです。「男女共同参画推進会議」が機能していれば、今回の第6次実施計画のための職員アンケートの提出率が2割にも届かないという状況はありえません。今後の松戸市の男女共同参画推進体制を強化するためには、この2つの会議が、男女共同参画推進に関する情報を共有し、計画の進捗状況等について意見交換する仕組みを作る必要があると思います。この2つの会を通して、松戸市の各事業に男女共同参画の視点を取り入れられているかどうかのチェックを行うとしてはどうでしょう。</p>	<p>市民が参加している「男女共同参画推進協議会」と庁内関係課による「男女共同参画推進会議」は、「車の両輪」と考えており、双方の意見を聴き、それを反映していくことで、男女共同参画を市として推進できると考えております。 情報を共有していますが、今後、推進体制を強化していくために、その在り方について検討をしてみたいです。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
63	70	<p>【意見59の例として】 (指標) 課長相当以上の管理職に占める女性の割合 令和3年、18.9%→令和9年、20.0%</p> <p>令和3年の松戸市の職員に占める女性の割合は45%です。そして、課長補佐クラスでは26.6%です。管理職の割合は、まずは30%としても、40%以上(職員比率とともに50%を目指す)を目標とすべきです。</p>	<p>女性職員の管理職登用については、特定事業主行動計画において目標値を定め、毎年度進捗確認を実施しております。目標値の上方修正等につきましては、今後の達成度合いを踏まえ、検討してまいります。</p>	無	
64	71	<p>方策2 男女共同参画センターゆうまつどの機能強化 について</p> <p>・オンラインでは意思の疎通が図りにくいなどの意見</p> <p>もあるとは理解できますが、オンラインで講座等の参加者の層が広がったことも合わせ、オンラインで何か話が出来ることが相談のきっかけになる人もいると思います。オンライン講座の継続だけでなく、松戸市の公式LINEを利用するなど相談窓口は複数あるに越したこともないと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、オンラインのメリットを踏まえ、取組を進めてまいります。</p>	無	
65	71-73	<p>方策2 男女共同参画センターゆうまつどの機能強化</p> <p>施策の方向性 (5)男女共同参画センター運営協議会について</p> <p>【意見】 以前は年に数回は開かれていましたが、現在は、年1回の開催になっています。男女共同参画センターの機能を強化するためには、運営協議会の回数を増やして開催し、運営協議会の仕事と役割を明確にしてください。男女共同参画センターの認知度を上げる活動や男女共同参画センターの事業の点検、男女共同参画推進団体の活動の点検等をする必要だと思えます。また、男女共同参画センターの機能を強化する上で、男女共同参画推進団体の数を増やすことをめざし、そのための施策も必要です。</p>	<p>ご意見を参考に、運営協議会のあり方について検討してまいります。 また、男女共同参画を推進する市民活動の支援を進めます。</p>	無	
66	72	<p>講座参加者数 意見:分母として、年度ごとに開催された講座数も併せて明記してはいかかか。 理由:年々、講座自体の開催数が増えているのではないかと考えられるため。</p>	<p>講座数を追加します。</p>	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
67	73	情報ライブラリー利用状況 意見:図書貸出「件」数なのか、図書貸出「冊」数なのかよくわからない。	貸出冊数に訂正します。	有	
68	74	【意見59の例として】 (指標) 男女共同参画センターゆうまつの認知度 (女性) 令和3年、53.0%→令和9年、65.0% (男性) 令和3年、24.1%→令和9年、35.0% この第6次実施計画を確実に進めることで、将来的には、女性・男性ともに80%を目標とすべきで、5年後の令和9年には、女性は70%、男性は50%を目標にしてほしいと思います。	前回(平成28年度)の認知度を踏まえ、将来的にはさらに増やすことを目指し、計画期間の5年間の目標として設定しています。	無	
69	75	方策3 市職員の男女共同参画の推進 について 男性の育児休業取得率が16.1%というのは全国的に高いのか低いのかよくわかりませんが、数字だけを見ればまだまだですし、それでも増えてきているというのは良いものと思います。市の職員も市民の鑑となる存在です。今後とも期待します。	貴重なご意見として参考にさせていただきます。 職員への啓発は重要と認識しており、引き続き積極的に進めてまいりたいと考えております。	無	
70	78	【意見59の例として】 (指標) 男性職員の育児休業取得率 令和3年、16.1%→令和9年、30.0% 今回の職員へのアンケートによれば、男性職員の60%以上が育児休業を取りたいと希望しているのですから、取得を義務づける制度を作るなどして、事情による例外は認めるとしても60%を目標として、まずは、市役所から育児休業を進めるべきです。	現在、育児休業の対象となった男性職員に対して、所属長からの取得の意向確認をおこなっており、取得したい職員が取得しやすい環境の整備に努めているところでございます。まずは計画期間の5年間で達成可能な目標を設定し、職場での理解を進めつつ、取得したい職員がすべて取得できるよう目指します。	無	
71	79	意見:第5次と同様に「年表」、「男女共同参画社会基本法」等を巻末に入れてみてはいかかか。 理由:ゆうまつの歴史や松戸市男女共同参画課の歴史などまとめられていて、わかりやすかったため。	最終的には、巻末に年表、関係法令等を資料として入れる予定です。	有	
72	(全体)	グラフ類が非常に見にくくわかりにくい。どれがどこを指しているのかよくわからない。	グラフについては、凡例のマーカーをもう少し大きくする修正をします。	有	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
73	(全体)	<p>第5次実施計画よりも後退していると言わざるを得ない印象を受ける。国の「第5次男女共同参画基本計画」が、後退してしまったので影響もあるのかもしれないが、女性の「被害者意識」が強い内容になっていて恐怖すら感じた。例えば、第5次は「あらゆる暴力の根絶」としていたものを、今回の提案は「配偶者等からの暴力の根絶」(42ページ)となっており、なぜ範囲を狭めたのか。家庭内暴力は男女関係なく今の時代はあると考える。</p> <p>本計画自体が「男女共同参画」というよりも「女性優越プラン」方向にシフトチェンジをしており、5年計画ですから5年後を見据えた内容に改善を求める。多様な性のありかたや、多様な家族のありかたも明記している一方で何をしたいのかわからない計画になっているのではないかと危惧する。</p>	<p>松戸市男女共同参画プランは、社会情勢等を踏まえ、国の男女共同参画基本計画や千葉県男女共同参画計画に則り策定しているものです。</p> <p>また、松戸市男女共同参画プラン第5次実施計画では、「自分らしく安心して暮らせるまち」を基本理念とし、地域活動等のまちづくり的な内容も含まれていましたが、第6次実施計画では、性別・ジェンダーを起因とする問題・課題、偏見や差別が未だに多く残っている現状を踏まえ、その解決を目的とした内容に絞り記載しています。</p>	無	
74	(全体)	<p>全体的な感想として、私たち市民の意識が変わることが重要だと思いました。</p> <p>たとえば啓発用のポスターを作って駅などに掲示するなどしてはいかがでしょうか。</p> <p>以前電車の中で市立博物館のPR動画が流れていて、おもしろい取り組みだなとおもいました。</p> <p>講演会のお知らせなどではなかなか一般の人に届きにくいですが、先日のイベントで展示されていたポスターのようなメッセージ性の強い作品なら、興味のない人の目にも留まるかなと思います。</p> <p>小中学生にポスターを描いてもらってコンクールとかもいいかもしれませんね。</p> <p>それでは今後ともよろしく願いいたします。</p>	<p>ご意見のとおり、広報の重要性が高まっていることから、その方策や内容について、ご意見を参考に、わかりやすく効果的な広報に努めてまいります。</p>	無	
75	(全体)	<p>男女共同参画条例の制定を目指したい、というような意気込みが欲しいです。</p> <p>各課にジェンダー平等担当の職員が設置されていると思いますが、その人たちへの啓発についても触れて欲しいです。</p> <p>方向性や考え方について、全体としては良いと思いました。</p> <p>男女共同参画はこれからが大事になると思います。頑張ってください。</p>	<p>貴重なご意見として参考にさせていただきます。</p> <p>特に職員への啓発は重要と認識しており、積極的に進めてまいります。</p>	無	
76	(全体)	<p>松戸にできる児童相談所、千葉県の事業とはいえ、ますます深刻化するDVや子どもたちの生育環境のために、たくさんの職員が必要です。市として職員の確保と教育を急いでいただきたい、このこともプランに入れていただけたら、と思います。</p>	<p>いただいたご意見を千葉県と共有し、施策にいかしてまいります。</p> <p>引き続き、相談支援体制の充実を図り、相談対応の質の向上に努めてまいります。</p>	無	

No	ページ	意見の趣旨	市の考え方	(案)の修正	備考
77	(全体)	最近SNS上で、公共空間における性的な表現について話題になることが多くなりました。公的な空間での表現において、性差別や女性への偏見を助長するようなことのないよう、啓蒙を行うような具体的な施策を実施計画に盛り込んでほしいと思います。	市が発信する広報等においては、男女共同参画の視点と一人ひとりの人権を尊重し、伝えたい内容を効果的に伝えるような表現とするよう周知徹底してまいります。 また、具体的な施策は、課題11の【施策の方向性】(1)「ジェンダー平等を推進する教育・学習の充実」や、第4章の方策1の【施策の方向性】(2)「各事業を男女共同参画の視点を持って実施」等に包括されています。	無	
78	(全体)	【意見】 施策の方向性にもう1項目付け加えてほしいと思います。それは、「松戸市男女共同参画推進条例」の制定をめざすことです。 日本国憲法で定められている「男女平等」が、「男女共同参画」という言葉であいまいになっています。英語ではどちらも、「gender equality」ですし、LGBT+等の問題も出てきたためか、この計画では「ジェンダー平等」と使われていますが、それでも良いと思います。 昨年の日本の出生数が80万人を割ったとの衝撃的な報道がありました。確実に日本の人口は減少していきますので、女性に「子育て」を押し付けて、女性の社会参加を阻害し、女性の能力が活かされなければ、社会が成り立たなくなります。「子育て」を社会で支える仕組みを作り、望む人は社会参加しながら、子どもを産み育てることができる社会にするために、制度から変えていかなければなりません。そして、制度を変えるためには、決定権を持つ機関に女性が3割～4割入らなくては難しいと思います。 47都道府県の中で、唯一条例のない千葉県に、時代にあった「男女共同参画推進条例」を作ることも重要ですが、先ず、松戸市で新しい時代にふさわしい「男女共同参画推進条例」の制定をめざすと、今回の第6次実施計画に盛り込んでほしいと思います。 男女共同参画推進のために、市民側には『男女共同参画推進協議会』が、行政側には『男女共同参画推進会議』があります。この2つの協力で条例作成の検討を始めてほしいと思います。条例の制定により、男女共同参画センターの機能は強化されますし、条例制定をめざす活動は「男女共同参画センター」を活発化して、知名度を上げるはずで	ご意見のとおり、近年の男女共同参画に向かう流れには、変化や新たな価値観が現れてきています。 その中で、性別により選択肢が狭められることなく、多様な生き方が選択できるようにすることと、社会の中で未だに残る差別や格差、偏見をなくしていくことを併せて進めていく必要があり、その方策について引き続き研究してまいります。	無	